

TAKKEN

GIFU

宅建ぎふ
Vol.498
平成30年6月15日発行



おもな内容

宅建協会・保証協会岐阜本部 定時総会を開催……………	2
3月新設住宅着工……………	4
「宅地建物取引士資格試験」のお知らせ……………	5
「第1回県下統一研修会」開催のお知らせ……………	6
身近な法律相談……………	7
不動産取引判例集……………	8
協会の動き……………	10
支部だより・会員の異動……………	11



公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部

宅建協会・保証協会岐阜本部 定時総会を開催 山本武久氏（中濃支部）が新会長に就任

平成30年5月30日（水）午後1時より岐阜グランドホテルにおいて、（公社）岐阜県宅地建物取引業協会第52回定時総会を開催しました。

総会では、平成29年度事業報告・平成30年度事業計画・収支予算が報告されるとともに、平成29年度決算が承認されました。

また、任期満了に伴い新理事・監事が選任されるとともに、議事終了後に開催された第2回理事会において、山本理事が新会長に選定され、副会長及び常務理事の選定についても承認されました。





理事会終了後には、議場において山本新会長より就任の挨拶が行われ、本総会をもって退任される箕浦会長をはじめ理事・監事10名に対し感謝状が贈呈されました。

なお、同日開催した（公社）全国宅建物取引業保証協会岐阜本部の第46回定時総会では、平成29年度事業報告・決算報告、平成30年度事業計画・収支予算が報告されるとともに、新幹事・監査が選任され、議事終了後に開催された第2回幹事会において、山本幹事を新本部長に選定するとともに副本部長及び常任幹事の選定についても承認されました。

※ 議案の詳細については、同封の議案書をご参照ください。

平成30・31年度新役員

役 職	氏 名	所属支部	役 職	氏 名	所属支部
会 長 (本 部 長)	山 本 武 久	中 濃	理 事 事 (幹 事)	足 立 雅 哉	岐阜南
				梅 本 善 廣	岐阜北
副 会 長 (副 本 部 長)	林 仁 美	岐阜北		白 木 裕 輔	岐阜北
				末 永 勝 昭	西 濃
常 務 理 事 (常 任 幹 事)	東 俊 之	東 濃		今 木 慶 一 郎	岐阜北
				堀 部 明 良	岐阜中
				瀨 上 直 樹	飛 騨
				田 中 義 夫	岐阜南
				高 木 隆 彦	西 濃
				土 屋 幸 四 郎	中 濃
				内 山 英 人	岐阜南
				白 井 博 幸	中 濃
理 事 事 (幹 事)	内 藤 勝 重	岐阜中		蒲 秀 夫	中 濃
				酒 向 德 享	中 濃
			柴 田 実	中 濃	
			加 藤 善 之	東 濃	
			佐 藤 不 二 夫	東 濃	
			鈴 木 富 之	東 濃	
			渡 辺 修 治	飛 騨	
			菱 田 大 次 郎	西 濃	
監 監 (監 査)	可 児 猛	岐阜中	岩 田 信 之	飛 騨	
			高 橋 慶 太 郎	岐阜中	
			天 野 日 出 志	岐阜中	
			川 出 勉	岐阜南	
理 事 事 (幹 事)	今 尾 拓 史	岐阜南	水 野 雄 二	会員外	
			田 中 秀 明	岐阜南	
			大 橋 憲 一 郎	岐阜南	
			大 橋 憲 一 郎	岐阜南	

3月新設住宅着工

国土交通省がまとめた3月の新設住宅着工戸数は、持ち家が前年同月比4.2%減の2万576戸と2カ月連続の減少、貸家が同12.3%減の2万9,750戸と10カ月連続の減少、分譲住宅でも同3.6%減の1万9,019戸と先月の増加から再び減少となったため、3月の新設住宅着工戸数全体では、同8.3%減の6万9,616戸と9カ月連続の減少となり、着工床面積でも、同7.2%減の560万㎡と9カ月連続の減少となった。

着工戸数の季節調整済年率換算値は、同3.4%減の89万5千戸となり、先月の増加から再び減少となった。持ち家では、民間資金分が同3.4%減の1万8,278戸と2カ月連続の減少、公的資金分でも同9.7%減の2,298戸と9カ月連続の減少となったため、全体でも減少となった。

貸家では、民間資金分が同13.4%減の2万7,021戸と10カ月連続の減少、公的資金分でも同0.2%減の2,729戸と3カ月ぶりの減少となったため、全体でも減少となった。

分譲住宅では、マンションが同8.0%減の7,865戸と先月の増加から再び減少、戸建て住宅でも同0.8%減の1万957戸と3カ月連続の減少となったため、全体でも減少となった。

岐阜県の利用関係別着工戸数をみると、貸家が同1.0%減の189戸と減少となったものの、持ち家が同10.9%増の447戸、分譲住宅でも同100.0%増の206戸となったため、岐阜県全体では、同21.2%増の845戸と3カ月ぶりの増加となった。

三大都市圏をみると、首都圏では、持ち家が同7.4%減の3,848戸、貸家が同14.5%減の1万674戸、分譲住宅でも同10.8%減の8,581戸と全利用関係別で減少となったため、首都圏全体では同13.1%減の2万3,181戸となった。

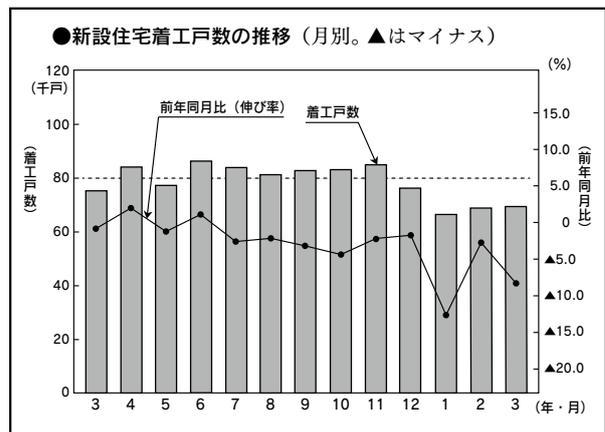
中部圏では、持ち家が同3.2%減の3,133戸、貸家が同20.8%減の2,668戸、分譲住宅

でも同7.8%減の2,119戸と全利用関係別で減少となったため、中部圏全体では同10.9%減の7,959戸となった。

近畿圏では、持ち家が同3.7%減の2,618戸、貸家が同14.0%減の4,655戸、分譲住宅でも同2.4%減の3,476戸と全利用関係別で減少となったため、近畿圏全体では同8.5%減の1万788戸となった。

建築工法別では、戸建て系商品を中心とするプレハブの分譲住宅が同2.2%増の415戸と増加となったものの、持ち家が同7.7%減の2,925戸、貸家でも同12.3%減の5,941戸と減少となったため、全体では、同10.5%減の9,292戸と10カ月連続の減少となった。

2×4では、持ち家が同3.0%増の2,226戸、分譲住宅でも同7.4%増の1,086戸と増加となったものの、貸家が同9.1%減の5,385戸と減少となったため、全体では、同4.4%減の8,719戸と2カ月連続の減少となった。



平成30年度「宅地建物取引士資格試験」のお知らせ

宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第16条の2第1項の規定による岐阜県知事の委任に係る平成30年度宅地建物取引士資格試験を次のとおり実施します。

- **試験の日時** 平成30年10月21日(日)
午後1時～午後3時(登録講習修了者は午後1時10分～午後3時)
- **試験会場** 岐阜大学(一般受験者)
岐阜産業会館(登録講習修了者)
※ 申込者が予定数を越えた場合や会場の都合により使用できなかった場合、上記記載の会場以外の会場となる場合があります。
- **受験資格** 申込時に岐阜県内に住所を有する者(年齢、学歴は問いません。)
- **申込書の配布** 平成30年7月2日(月)～7月31日(火)
(公社)岐阜県宅地建物取引業協会本部・支部、岐阜県都市建築部建築指導課・県事務所(岐阜県各総合庁舎)及び以下の書店
くまざわ書店柳津店(カラフルタウン岐阜2階)、くまざわ書店美濃加茂店(アピタ美濃加茂店2階)、ACADEMIA大垣店(アクアウォーク大垣2階)
※ 申込書の郵送を希望される方は、A4判の用紙が折らずに入る角2の返信用封筒(住所、氏名を記載し、140円切手を貼付したもの)を同封し、封筒の表面に「宅建試験案内請求」と朱書きし、7月24日(火)までに到着するように下記まで送付してください。(試験案内の送付は、一人1部に限ります。期限後に届いたものには返信しませんのでご注意ください。)
【郵送請求先】
〒500-8358 岐阜市六条南2-5-3 (公社)岐阜県宅地建物取引業協会
- **受験申込み(持参による申込み受付は行っておりません。)**
 1. **郵送申込み**
申込期間：7月2日(月)～7月31日(火)までの消印があるものに限り受け付けます。
 2. **インターネット申込み**
申込期間：7月2日(月) 午前9時30分～7月17日(火) 午後9時59分まで
※ (一財)不動産適正取引推進機構ホームページ(<http://www.retio.or.jp>)より申込みを行ってください。
- **受験手数料** 7,000円
- **合格発表** 平成30年12月5日(水)
- **問い合わせ先** (公社)岐阜県宅地建物取引業協会
TEL 058-275-1171(宅建試験専用)
URL <http://www.gifu-takken.or.jp>

平成30年度「第1回県下統一研修会」開催のお知らせ

平成30年度第1回県下統一研修会を下記の日程により県下5会場で開催しますので、代表者及び届出従業者のご都合の付く会場において受講下さいますようお願い致します。

なお、宅建業者の従業者教育の義務が宅建業法に規定されています。協会届出の従業者の教育の場としてご活用下さい。

※ 年3回開催する県下統一研修会を全て受講(各回において、代表者又は協会届出の政令使用人、専任の宅地建物取引士のいずれかの方が受講)された事業所には、「業務研修受講済店ステッカー(店頭用)」を交付します。

※本研修会は宅地建物取引業法第64条の6に基づくものであり、保証協会と共催で開催しています。

1. 開催日程

開催日時	地域	開催会場	所在地
7月4日(水) 午後1時30分から	中濃	わかくさ・プラザ 学習情報館 多目的ホール	関市若草通2-1
7月6日(金) 午後1時30分から	飛騨	飛騨・世界生活文化センター 食遊館 2階会議室2	高山市千島町900-1
7月9日(月) 午後1時30分から	岐阜	不二羽島文化センター みのぎくホール	羽島市竹鼻町丸の内6-7
7月13日(金) 午後1時30分から	西濃	<u>ソフトピアジャパン センタービル</u> <u>1階セミナーホール</u>	大垣市加賀野4-1-7 <u>※無料駐車場有</u>
7月23日(月) 午後1時30分から	東濃	セラトピア土岐 大会議室	土岐市土岐津町高山4

2. 研修科目・講師 「平成30年度不動産に係る税制改正等について」
税理士 神谷 光春 氏

3. 受講料 会員及び登録従業者(無料)、会員外(4,000円)

※ 県下統一研修会は、会員外の宅建業者の方にも開放(有料による事前申込制)しています。(会員の方は、従来どおり無料で受講いただけます。)

○ 宅地建物取引業法抜粋(平成27年4月1日施行)

(知識及び能力の維持向上)

第15条の3 宅地建物取引士は、宅地又は建物の取引に係る事務に必要な知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

(従業者の教育)

第31条の2 宅地建物取引業者は、その従業者に対し、その業務を適正に実施させるため、必要な教育を行うよう努めなければならない。

身近な法律相談

(公社)岐阜県宅地建物取引業協会
顧問弁護士 畑 良平



職場におけるセクハラ・パワハラについて

ハラスメント(嫌がらせ、いじめ)は職場に限らず行われていますが、ここでは、職場におけるセクシャルハラスメント(セクハラ)、パワーハラスメント(パワハラ)を取り上げます。

1. 職場でのハラスメントを規制する根拠法は
2. セクハラとは
3. どのような基準でセクハラと認定されるか
4. パワハラとは
5. どのような基準でパワハラと認定されるか
6. 加害者や勤務先会社の責任について

1. について

職場でのハラスメント規制の根拠法として、労働契約法、男女雇用機会均等法及び厚生労働省の指針などがあります。特にセクハラに関しては、男女雇用機会均等法の1997年改正において、職場環境配慮義務が規定されて、1997年より施行されています。また、2016年9月には、女性の活躍推進法が成立し、これによって企業は、自社の職場環境につき、女性が働きやすいものとするよう求められています。

2. について

セクハラとは、一般的に「本人の意に反する性的な言動」を言い、具体的には、①職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けること(対価的セクハラ)②職場において行われる性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること(環境型セクハラ)を言います。

3. について

セクハラに該当するか否かを判断するにあたっては、被害を受けた人の主観を重視するのですが、一定の客観性も必要とされ、「平均的な労働者の感じ方」もセクハラ該当性の基準とされます。「平均的」とは言っても時代と共に変化するものであり、職場全体で「感じ方の共有」をすることが大切です。

4. について

パワハラとは、同じ職場で働くものに対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える行為又は職場環境を悪化させる行為のことを言います(厚生労働省発表)。

5. について

裁判例では、問題になっている行為について、民法上の不法行為を構成するほどの違法性を有する場合に、それは、パワハラにあたり、行為者は、不法行為責任を負うものとしています(民法709条)。どのような場合に民法上の不法行為を構成するほどの違法性を有するといえるかは、パワーハラスメントを行った者とされる者の人間関係、当該行為の動機・目的、時間・場所、態様等を総合考慮して判断されることになります。

6. について

ハラスメントをした加害者は、主に人格権の侵害を理由に民法上の不法行為責任を負い、被害者に対して損害賠償義務を負います(民法709条)。もちろん、ハラスメントにあたって強制わいせつなどを行えば、刑法上の強制わいせつ罪等に問われます。

加害者だけでなく勤務先の会社は、加害者の使用者として、加害者と同じ損害賠償義務を負うことがあります(使用者責任/民法715条)。

そればかりか、企業は、企業独自の責任を問われることがあるので注意が必要です。というのも、雇用主は、労働契約法上又は雇用契約に基づき、職場内で人権侵害が生じないように配慮する義務(ハラスメント防止義務)としての安全配慮義務があります。

この安全配慮義務に違反した場合は、企業は被害者に対して債務不履行責任(民法415条)又は、不法行為責任(民法709条)を負うことになり、損害賠償義務を負うことになります。

以上



築38年を超えるマンションの一室を購入した買主が、暴風雨の折、サッシや建物躯体のひび割れから水が浸水し、寝具等に被害が生じたとして、売主には、浸水の可能性を認識していたのに告知しなかったとして、債務不履行、不法行為、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求を、媒介業者には、調査説明不足に起因する債務不履行に基づく損害賠償請求を、さらに買主が売主従業員に渡した被害状況を撮影したSDカード(記憶媒体)を返還するよう求めたが、いずれの請求も棄却された事例

(東京地裁 平成26年1月15日判決)

【事案の概要】

不動産業を営む売主Y1(被告)は、平成23年2月頃、昭和48年新築のマンションの一室である敷地権付区分所有建物(以下「本件物件」という。)の売りの仲介を、媒介業者Y2(被告)に依頼した。

買主X(原告)は、平成23年2月ないし3月頃、Y2の案内で本件物件を内覧した後、同月31日、Y2との間で一般媒介契約を締結した上、Y1との間で本件物件を代金2,950万で購入する売買契約(以下「本件契約」という。)を締結し、同年6月13日に引渡しを受けた。

Xは、その後、本件物件に瑕疵があるとして、Y1に対して債務不履行、不法行為又は瑕疵担保責任、Y2には債務不履行責任に基づく、売買代金相当額等の損害賠償を求め、また、Y1に対しては所有権に基づく動産(SDカード)引渡しも求め、訴えを提起した。

【判決の要旨】

裁判所は、次のように判示し、Xのいずれの請求も棄却した。

(1) Y1の不法行為責任について

Xは、Y1が、本件瑕疵の存在を知っていたが、本件契約締結に先立ち、Xにこのことを隠し、本件物件には過去に漏水や浸水の被害がないと虚偽の説明をした事実を認めるに足りる証拠はない。よって、Y1の不法行為をいうXの主張は理由がない。

(2) Y1の瑕疵担保責任について

Y1は本件契約締結に際し、Xに対して物件状況等報告書を交付し、その中で、物件には経過年数に伴う変化や通常使用による摩耗、損耗があることを告知していること、Y2がXに対し、本件契約締結に先立つ重要事項説明として、本件物件が登記簿上昭和48年4月新築である旨告げていることが認められる一方、本件物件の建物躯体及び窓やドアのアルミサッシの品質性能について本件契約上特段の合意がされたとか、Y1が特段の品質性能を保証したとの事実を認めるに足りる証拠はない。

これによると、本件契約上、XとY1との間で、売買目的物である本件物件について合意された品質と性能は、築38年のマンションが通常有する程度のものであったということができ、本件契約に関する民法570条の「瑕疵」の該当性も、そのような品質性能を欠いているか否かという観点からX主張の本件瑕疵について検討する。

ア 本件物件で壁紙に雨水が浸透する不具合は、建物躯体のひび割れが原因であるとは認められるものの、大規模修繕が行われていない限り、経年により建物躯体に雨漏りを生じるようなひび割れが生じることは一般にあり得ることと認められる。

イ 本件物件の窓アルミサッシの空気孔は、強風時に自然に開いてしまう状態にあるとは認められる。

ウ 本件物件の窓アルミサッシは、激しい降雨時に、サッシ溝に溜まった雨水が室内に溢れる現象を生じる状態にあるものの、サッシ溝に雨水が溜まること自体は一般的な窓の構造に起因するものであり、また本件物件のアルミサッシが築38年と古いものであり水抜き穴等の機能が乏しいことが原因であると認められる。

エ 本件物件のキッチン横の勝手口ドアサッシは、激しい降雨時にはドア下に吹き込んだ雨水が溜まる現象を生じる状態にある事実は認められる。

オ 本件物件の浴室の窓アルミサッシは、本件契約当時、窓を閉じる押さえ金具の掛かりが悪い状態であった事実は認められる。

以上のXが主張する本件瑕疵については、いずれも、築38年のマンションの性能として通常有すべき品質性能に欠けると認めるべき証拠はなく、本件契約に関する民法570条所定の瑕疵に該当するとはいえない。

よって、Y1の瑕疵担保責任をいうXの主張は理由がない。

(3) 売主・媒介業者の債務不履行責任について

Xは、本件瑕疵の存在に関してY1らに説明義務ないし調査義務があると主張するが、上記のとおり本件瑕疵がいずれも築38年のマンションとして通常有すべき品質性能に欠けるとまではいえないものである以上、Xの主張にいう重要な意義を有する情報には当たらず、したがってY1らとその説明義務や調査義務を負うともいえない。

よって、Xの債務不履行の主張は理由がない。

(4) 動産引渡請求について

Xは、平成23年12月22日にY1の従業員が所持していたX所有のSDカードの返還を請求しているものの、Xがこの従業員から同日当該SDカードの引渡しを受けた事実は当事者間に争いがなく、その後再びY1がこれを占有するに至っているとの事実を認めるに足りる証拠はない。

よって、Xの動産引渡請求は理由がない。

【まとめ】

築年数の古いマンション等について、建物の経年劣化等により雨水の浸透などが生ずることがある。本件のような建物に生ずる不具合は、経年劣化、通常損耗、特別損耗などに大別されるが、買主が、これらを一律に「瑕疵」として、売主や媒介業者に主張する場合がある。

一般的に「瑕疵」とは、同種の建物が通常有すべき品質性能を欠いていることとされ、本件では、築38年のマンションに見合った品質性能を欠いているかどうか争われた。

この判決は、買主が主張する不具合が経年劣化、通常損耗に止まっていること、かつ売主が物件状況等報告書等において、築38年で経年劣化や通常損耗があることを告知していることなどから、築38年のマンションに見合った品質性能に欠けているとは認めず、従ってこれらの不具合は民法570条の瑕疵と認めなかった。築年数の古い建物の「瑕疵」について実務上の参考となる事例である。

(一財)不動産適正取引推進機構発行「RETIO」より抜粋

免許更新の手続きはお早めに!!

免許更新の手続きは、有効期間満了日の90日前から30日前までの間に申請して下さい。

免許更新手続きを忘れて免許が失効しますと、宅建業を営むことができなくなりますので注意ください。

協 会 の 動 き

5月8日

- ・第1回理事（幹事）会
- ・会長候補者選考会

5月10日

- ・全宅連地区連絡会幹事協会会長会議
東京：箕浦会長、加納事務局長出席

5月11日

- ・(公社)中部圏流通機構正副会長・委員長合同会議
名古屋市：箕浦会長出席

5月14日

- ・第2回法定講習会
- ・第1回不動産市況D I 調査委員会
協議事項
(1) 平成30年4月の調査結果について
- ・東海不動産公正取引協議会理事会
名古屋市：箕浦会長、山本・林副会長出席

5月15日

- ・全宅連第1回政策推進委員会
東京：箕浦会長出席
- ・宅建ぎふ Vol. 497 発行

5月17日

- ・弁護士相談

5月21日

- ・第1回地区調査指導委員会
報告事項
(1) インターネット広告に対する注意について
- (2) 平成29年度広告表示に関する調査結果について
- (3) 平成29年度収支決算報告について
協議事項
(1) 広告表示に関する一般調査（2月・3月）について
- (2) 平成30年度措置基準等運営方針（案）について

5月23日

- ・第2回常任理事（常任幹事）会
報告事項
(1) 平成30年度会費請求について
協議事項
(1) 平成30年度定時総会の運営について
(2) 不動産無料相談所等PRテレビCMについて

5月30日

- ・(公社)岐阜県宅地建物取引業協会第52回定時総会
- ・第2回理事会
- ・(公社)全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部
第46回定時総会
- ・第2回幹事会
岐阜市



5月31日

- ・全宅管理第1回理事会
東京：東常務理事出席
- ・全宅連・全宅保証第1回理事会
東京：箕浦前会長、加納事務局長出席

支

部

だ

よ

り

岐阜中支部

5月8日

巡回相談(岐阜市役所)

5月11日

新規入会者事務所調査

入会審査会

5月14日

第1回人材育成委員会

5月15日

巡回相談(岐阜市役所)

岐阜南支部

5月2日

巡回相談(各務原市役所)

5月11日

新規入会者事務所調査

5月16日

巡回相談(羽島市役所)

5月21日

入会審査会

第2回正副支部長会

5月22日

巡回相談(岐阜市役所)

岐阜北支部

5月1日

巡回相談(岐阜市役所)

5月11日

第3回正副支部長会議

5月12日

新規入会者事務所調査

5月15日

第3回幹事会

5月17日

新規入会者事務所調査

入会審査会

西濃支部

5月10日

大垣市住宅課と協議会

第2回幹事(監査・地区委員)会

5月17日

新規入会者事務所調査

5月22日

入会審査会

中濃支部

5月8日

巡回相談(関市総合福祉会館)

5月10日

第3回幹事会

5月15日

巡回相談(美濃加茂市生涯学習センター)

5月25日

第1回流通委員会

東濃支部

5月11日

第3回役員(幹事)会

飛騨支部

5月24日

第2回役員会

— 会 員 の 異 動 —

退 会 者

支 部	商 号	代 表 者	事務所所在地	備考	頁
西 濃	(株) 大 橋 組	大 橋 信 之	養老郡養老町大巻4590	廃 業	44

変更事項 (5月)

支 部	商 号	変更事項	変 更 内 容		頁
			旧	新	
岐阜中	(株) ア ル ミ ッ ク	専任取引士	細野伸之・大野健一郎・永江浩		8
岐阜中	ぎふ農業協同組合	専任取引士	柴田敏夫・古田良之・廣瀬成巳	渡邊智和・大村芳弘・村下直史	9
岐阜中	ぎふ農業協同組合 芥見支店	専任取引士	石樽英明		9
岐阜中	ぎふ農業協同組合 不動産センター	専任取引士	黒崎友広・神谷紀行	吉岡幸佑・水谷佳史	9

岐阜中	中電不動産(株) 岐阜支社	代表者	石原正	渡邊穰	11
岐阜中	(株)ニッシー 岐阜支店	専任取引士	石川誠	永田高夫	11
岐阜南	ウイーン(株)	専任取引士	岩田茂樹	小川真司	—
岐阜南	ぎふ農業協同組合 正木支店	政令使用人	衣笠幸生	古田良之	19
		専任取引士	栗山元晴	古田良之	
岐阜南	(株)カワサキライフコーポレーション 岐阜不動産部	専任取引士		杉山廣己	21
岐阜南	ぎふ農業協同組合 不動産センター各務原	政令使用人	三島竜二	黒崎友広	21
		専任取引士	三島竜二・水谷佳史	黒崎友広・古田喜久郎	
岐阜南	ぎふ農業協同組合 はぐり支店	支店名	さかい川支店	はぐり支店	—
		所在地	〒501-6065 羽島郡笠松町門間111	〒501-6002 羽島郡岐南町三宅9-50	
		T E L	058-388-2021	058-245-1860	
		F A X	058-387-6580	058-245-1531	
		政令使用人	橋本臣治	田邊斉	
		専任取引士	橋本臣治	名和俊太	
岐阜南	(株)スムタック	専任取引士	岩井英夫		—
岐阜南	(株)ニッシー 各務原支店	専任取引士	永田高夫		23
岐阜北	ぎふ農業協同組合 黒野支店	政令使用人	後藤昇	廣瀬成己	28
		専任取引士	矢野隆晴	廣瀬成己	
岐阜北	ぎふ農業協同組合 不動産センター岐阜正木	政令使用人	吉岡幸佑	三島竜二	28
		専任取引士	吉岡幸佑・鷺見幸子	三島竜二・神谷紀行	
岐阜北	ぎふ農業協同組合 穂積支店	政令使用人	北川利子	川島圭二	33
		専任取引士		栗山元晴	
岐阜北	ぎふ農業協同組合 北方支店	政令使用人	林保幸	村瀬達也	36
		専任取引士	小森康史	廣瀬雄大	
岐阜北	ぎふ農業協同組合 本巣支店	支 部	岐阜南支部	岐阜北支部	—
		支店名	三里支店	本巣支店	
		所在地	〒500-8358 岐阜市六条南2-1-1	〒501-1205 本巣市曾井中島624-2	
		T E L	058-271-3538	0581-34-2004	
		F A X	058-271-3547	0581-34-2966	
		政令使用人	澤田政道	小林秀行	
		専任取引士	澤田政道	福島友之	

西濃	(株)中央土地建物	専任取引士		馬淵明美	40
中濃	(株)フクタハウス	専任取引士		吉田和博	55
中濃	アール開発(株)	F A X	0574-63-5152	0574-50-8068	60
中濃	(株)ミノワ	専任取引士	加藤景子	藤井拓巳	69
中濃	(株)ユニオン不動産	政令使用人	先名功一		—
東濃	(株)早川不動産多治見店	所在地	〒507-0015 多治見市住吉町7-29-6	〒507-0054 多治見市宝町10-27-1	74
飛驒	(株)洞口不動産	所在地	〒506-0802 高山市松之木町1278-1	〒506-0026 高山市花里町6-105	85
		T E L	0577-32-8228	0577-57-7999	
		F A X	0577-32-8229	0577-57-7998	
		政令使用人		白栗美香	
		専任取引士	洞口航	白栗美香	
飛驒	(株)洞口不動産 日赤前店	支店名	駅前店	日赤前店	85
		所在地	〒506-0026 高山市花里町6-59	〒506-0021 高山市名田町3-86-6	
		T E L	0577-57-7999	0577-57-8227	
		F A X	0577-57-7998	0577-57-8226	
		政令使用人	白栗美香		
		専任取引士	白栗美香	洞口航	
飛驒	(株)山下不動産	専任取引士	岩野健也	山下絵里子	85

※ 頁の欄は、「平成28・29年度会員名簿」の掲載ページです。「—」表示は、名簿作成後の入会者・支部移転者等です。

夢が広がる不動産ネットワーク



ハトマークサイト岐阜

「ハトマークサイト（全宅連統合サイト）」は、全宅連と宅建協会が運営するインターネット上の物件広告サイトです。

- ◎ハトマークサイトに登録した物件は、「中部レインズ」へ登録ができます。
- ◎ハトマークサイトに公開した物件は、「不動産ジャパン」にも自動的に公開されます。
- ◎利用申込み等は、協会事務局までお問い合わせ下さい。TEL.058-275-1551



ハトマークは、私達がこれから目指していくべき姿の象徴です。2羽の鳩は会員とユーザーの信頼と繁栄を意味しています。

また、使用されている色については、赤色は「太陽」を、緑色は「大地」を、そして白色は「取引の公正」を表しています。

マークの上にある“REAL PARTNER”は、会員とユーザーが“REAL PARTNER”となり、「信頼の絆」が育まれるようにとの願いをシンボルマークに込めたものです。

不動産に関するご相談は、不動産無料相談所へ

本会では、本部、各支部事務所に不動産無料相談所を設置し、不動産取引に関するご相談、ご質問にお応えしています。

- 【本部無料相談所】** 来館による相談は事前に電話でご予約ください。
所在地 岐阜市六条南2-5-3 岐阜県不動産会館
電話番号 058-275-1551
実施日時 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）
午前10:00～12:00 午後1:00～4:00
弁護士相談 事前に電話でご予約ください。
毎月第3木曜日 午後1:30～4:00（予約制）

- 【支部無料相談所】** 事前に電話でご予約ください。
実施日時 毎週月曜日～金曜日（祝日、本会の指定する日を除く。）
午前10:30～12:00 午後1:00～3:30

支部名	所在地	電話番号
岐阜中支部	岐阜市金園町5-26-5	058-248-6691
岐阜南支部	羽島郡岐南町下印食3-47	058-274-8899
岐阜北支部	岐阜市福光東1-25-1 白木ビル2F	058-295-1982
西濃支部	大垣市住吉町5-11 オノデン住吉ビル2F	0584-73-2300
中濃支部	美濃加茂市太田本町1-1-20 美濃加茂商工会館1F	0574-23-1800
東濃支部	土岐市泉梅ノ木町2-9-2 陶都信用農業協同組合 泉梅ノ木支店2F	0572-55-7218
飛騨支部	高山市昭和町2-31-19	0577-36-1396

安心・安全な不動産取引をサポートする
不動産の総合情報サイト

“ハトマークサイト岐阜”
<http://www.gifu-takken.or.jp>

平成30年5月31日現在
所属会員 1,131名

発行所

岐阜市六条南二丁目5番3号（岐阜県不動産会館）
公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会
公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会岐阜本部
電話 058(275)1551 FAX 058(274)8833

（発行人）
会長・本部長 山本 武久
（編集責任者）
情報提供委員長 白井 博幸